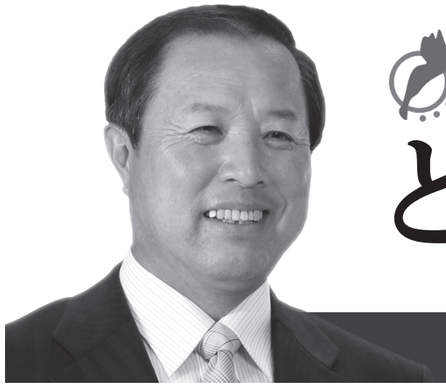

対話の会 しがねっと 滋賀県議会議員

平成 23 年 6 月発行

創刊号 vol.1

とば 義明 県政報告

〒520-2341
滋賀県野洲市行畑2丁目2-7 Mステージ21-101号 TEL･FAX 077-588-2601
発行：冨 波 義 明

とば義明は、県民の皆様の視点で県政に臨みます。

～「住み心地日本一」滋賀の実現に向けて始動 ～

皆様方には、この度の県議会議員選挙では大変にお世話になりました。心より御礼申し上げます。

私、とば義明は、５月２日（月）に初登庁し、議員章を交付され、正式に滋賀県県議会議員として就任いたしました。新人議員とはいえ、皆様方から頂いた貴重な１議席を担う議員です。その職責の重さをしっかりと胸に刻み込み、皆様方のご期待に応える活動を行って参ります。

さて、私が所属する「対話でつなごう滋賀の会（対話の会）」は、対話の会公認で当選した４名と支持を受けて当選された１名を加えた合計５名の議員で、県議会会派「対話の会・しがねっと」を構成し、私はその副代表として県議会に臨みます。

二元代表制の下で、嘉田由紀子知事とは適切な緊張関係を保ちつつ、知事の提唱される「もったいない」精神に基づく「住み心地日本一の滋賀」を実現するために、嘉田県政を力強く支えて行く所存です。

どうか皆様方、これからのとば義明の活動を、厳しくも温かい目で見守って下さいますようお願い申し上げます。

５月臨時議会（5月10日～12日）

1. 第91号議案　東日本大震災に対する支援（被災地への物的・人的支援等）に必要な経費を支出するために一般会計から、総額２３億５，４６１万４千円を増額補正する件
2. 第92号議案　東日本大震災発生による公営競技（競艇）事業中止に伴う歳入不足に対し、公営競技事業特別会計に総額５億６，４００万円を増額補正する件
3. 第93号議案　東日本大震災に対する支援として、３月３０日付けで専決処分した平成２２年度一般会計補正予算について報告し、承認を得ようとする件
4. 第94号議案・第95号議案　地方税法の一部改正に伴い、県税条例について所用の措置を講じたことについて報告し、承認を得ようとする件
5. 第96号議案　滋賀県財産（特別支援学校送迎用大型バス）の取得について、議決を求める件
6. 第97号議案　滋賀県監査委員に山田和廣氏を選任する件

詳しくは『滋賀県議会』のHPで
http://www.shigaken-gikai.jp/

とば義明の活動状況（５月）

1	(日)	対話の会勉強会（コミセンやす）
2	(月)	議員章交付・全員協議会（議員室）
3	(火)	原稿執筆、資料作成（後援会事務所）
4	(水)	行事神社春季大祭（行畑行事神社）
5	(木)	県外調査（福島県）
6	(金)	〃
7	(土)	県外調査（福島県）
8	(日)	中学生野球大会視察（守山南中学校）
9	(月)	会派会議（第二委員会室）
10	(火)	臨時議会（県議会）
11	(水)	〃
12	(木)	〃
13	(金)	政務調査（会派室）
14	(土)	原稿執筆、資料作成（後援会事務所）
15	(日)	膳所高校同窓会（琵琶湖ホテル）
16	(月)	県政説明会（議員室）
17	(火)	〃
18	(水)	政務調査（会派室）
19	(木)	政務調査（会派室）
20	(金)	対話の会研修会（コミセンやす）
21	(土)	野洲市民交流センター竣工式（野洲市民交流センター） 部落解放人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会定期総会（湖南市市民学習交流センター）
22	(日)	政策フォーラム研修会（県立男女共同参画センター）
23	(月)	政務調査（会派室）
24	(火)	野洲・湖南・竜王総合調整協議会総会（コミセンやす） 〃　研修会（野洲文化ホール）
25	(水)	野洲川改修期成同盟定期総会（野洲市図書館）
26	(木)	新人議員政務説明会（議員室） 宇野勝元野洲町長告別式（野洲文化ホール） 会派会議（第二委員会室）
27	(金)	県内調査（高島市役所、マキノ高原） 野洲シルバー人材センター総会（コミセンやす）
28	(土)	県政報告誌作成会議（後援会事務所）
29	(日)	滋賀県肢体不自由者福祉大会（甲西文化ホール） 膳所高校野球部ＯＢ会総会（膳所高校セミナーハウス） 県行政書士会定時総会（琵琶湖ホテル）
30	(月)	守山・野洲交通安全協会通常総会（守山警察署）
31	(火)	政務調査（会派室）

皆様方も県議会を傍聴においで下さい。

６月の定例議会の予定

6／ 8	(水)	「文教・警察常任委員会」
21	(火)	「温暖化防止・流域治水対策特別委員会」
24	(金)	**６月定例会開会（～７月１９日まで）**
29	(水)	代表質問
7／ 4	(月)	一般質問
5	(火)	一般質問
6	(水)	一般質問
11	(月)	「文教・警察常任委員会」
12	(火)	「文教・警察常任委員会」
13	(水)	「温暖化防止・流域治水対策特別委員会」
14	(木)	「温暖化防止・流域治水対策特別委員会」
19	(月)	**６月定例会閉会**

議会委員会

「文教・警察常任委員会」（常任委員会）
「温暖化・流域治水特別委員会」（特別委員会）

とば義明は、滋賀県議会で上記委員会に所属にしています。

対話の会・しがねっと

http://shiga-net.jp/

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1県庁2階
TEL 077-528-4057 FAX 077-527-1839

とば義明オフィシャルサイト

http://toba-yoshiaki.net/

活動日記（ブログ）公開中！

とば義明後援会事務所
〒520-2341
滋賀県野洲市行畑2丁目2-7 Mステージ21-101号　TEL･FAX 077-588-2601
とば義明へのご意見・ご質問は、　info@toba-yoshiaki.net　まで。

会派活動報告

東北大震災 ～ 被災地の現状と被災者の生活実態について

（福島県南相馬市・あずま総合運動公園他行政視察報告）

会派「対話の会・しがねっと」では、この度の大震災の被災地である福島県に県外視察に赴きました。調査して参りました被災地の現状と被災者の生活実態について報告いたします。被災地の現状を目の当たりにして、被災者への速やかな援助活動、被災地の復旧・復興対策の必要性を痛感しました。被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

○調査日　：2011 年（平成 23 年）５月５日（木）～５月６日（金）

○調査先　：【第１日目】福島県南相馬市役所、南相馬市沿岸地域
【第２日目】福島県あずま総合運動公園、福島県自治会館、郡山養護学校

○調査内容：① 被災地の地震・津波・原発事故・風評被害の状況、被災者の実態について
② 被災地、被災者への今後の支援対策について
③ 滋賀県派遣職員の勤務状況について

○報　告　：① 地震に伴う津波の被害状況は想像以上の規模と内容で、海岸から約３～４ｋｍ離れた地点にも被害が及んでいる地域もあり、地域全体が丸ごと壊滅状態になっていた。
② 避難生活の長期化が予想される中、食生活の偏り、高齢者・病弱者対策、衛生状況、さらには、精神的ストレスのケアなどへの対策が急務である。
③ 被災地のがれきの中で行方不明の捜索をする自衛隊員、被災者の生活支援をする都道府県派遣医師・看護士・職員、そして多くの民間ボランティアの献身的な姿が目についた。

南相馬市役所にて桜井勝延市長との面談から（要約）

① 南相馬市民約７万人中、約５万人に市外への自主避難指示、被災地入りは自主責任という政府の方針で、放射能被害を警戒して救援隊や救援物資、報道陣も来ない状況を招く。政府は現地主義に徹し、正確な情報発信と救援対策すべき。
② 市長自らがユーチューブで現状を全世界に発信。これで海外メディアが注目し、日本国民も本市の状況に目を向けた。
③ 地形や風向き、被災者感情を無視し、政府が勝手に描いた地図一枚で市民を差別できない。３０ｋｍ圏外の世帯にも市独自で支援金を支給する。

南相馬市沿岸地域の被害状況の説明を受ける

あずま総合運動公園にて秋元正國理事長と面談から（要約）

① 防災公園として、県の指示を待たずに現場主義で即応。地震発生２日後から避難民の受け入れ開始。３日目真夜中に 1，000 人受入れ、現在 650 人収容中。収容適正人数 1,400 人に対し、最大時は、2,400 人収容。
② 当初は救援物資・食料が届かず、毎日（パン・おにぎり）のみ。現在は物資過剰、賞味期限切れで廃棄状態。一方では、肉・魚・野菜が不足。滋賀県からの鮎の佃煮は、貴重な蛋白源となり感謝。

あずま総合運動公園で災害派遣の自衛隊員と

議員改革
議会改革

「議員は変わらなければならない。議会の在り方を変えなければならない。」

～議会基本条例の制定を目指して～

県民の協力と参加に基づく地域主権改革は、地域の自立と自律を目指す時代の必然的な流れです。そして、その背景には、有権者の深刻な「政治不信・政治家不信」があります。

この現実を真摯に受け止め、県民の政治への信頼を取り戻すために、私達議員自らが襟を正し、早期に「議会基本条例」を制定し、「議員改革・議会改革」を実行しなければなりません。

〔議員改革〕

県議会議員は、県民の有権者の代表として、県政に想いを届けるメッセンジャーであり、県の政策を県民に伝えるパイプ役であり、地域の皆様の意見を調整するまとめ役でもあります。

県民の代表として、県民の皆様の期待に応えうる資質を問うために、有権者で構成される第三者機関が、議員一人ひとりを客観的に評価する「議員評価制度」の創設を目指します。

〔議会改革〕

県議会は、県民を代表する議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、県民の多様な意見を把握しこれらを県政に反映させるために、政策活動等への県民参加を促進しなければなりません。

さらには、県民に開かれた議会を目指して、議員自らが積極的に情報公開に取り組み、県民に議会の議決や運営について、その経緯と理由を説明する責任を果たさなければなりません。

そのために、県政の情報公開と県民参加を原則とした議会運営の基本事項を定め、自主・自立の分権時代にふさわしい「滋賀県議会基本条例」の制定を目指します。

「滋賀県議会基本条例」は、滋賀県政の仕組みと運営の原則を定めるとともに県民と行政と議会がそれぞれに「新しい公共の領域」をどのように担うかをルール化するものでもあります。

県政に直球勝負！

とば義明は、嘉田知事と共に、「住み心地日本一」滋賀の実現を目指して頑張ります。